

堺市公報 第324号	令和6年8月9日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目次

頁

<告示>

○住居表示の街区の区域の変更について	
【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の辞退 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称 変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の辞退 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称 変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在 地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	13
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	13
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	16
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	18
<公告>	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	20
○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	21
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	21
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22

告 示

堺市告示第315号

堺市住居表示条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定により、街区の区域の変更

について、次のとおり告示する。

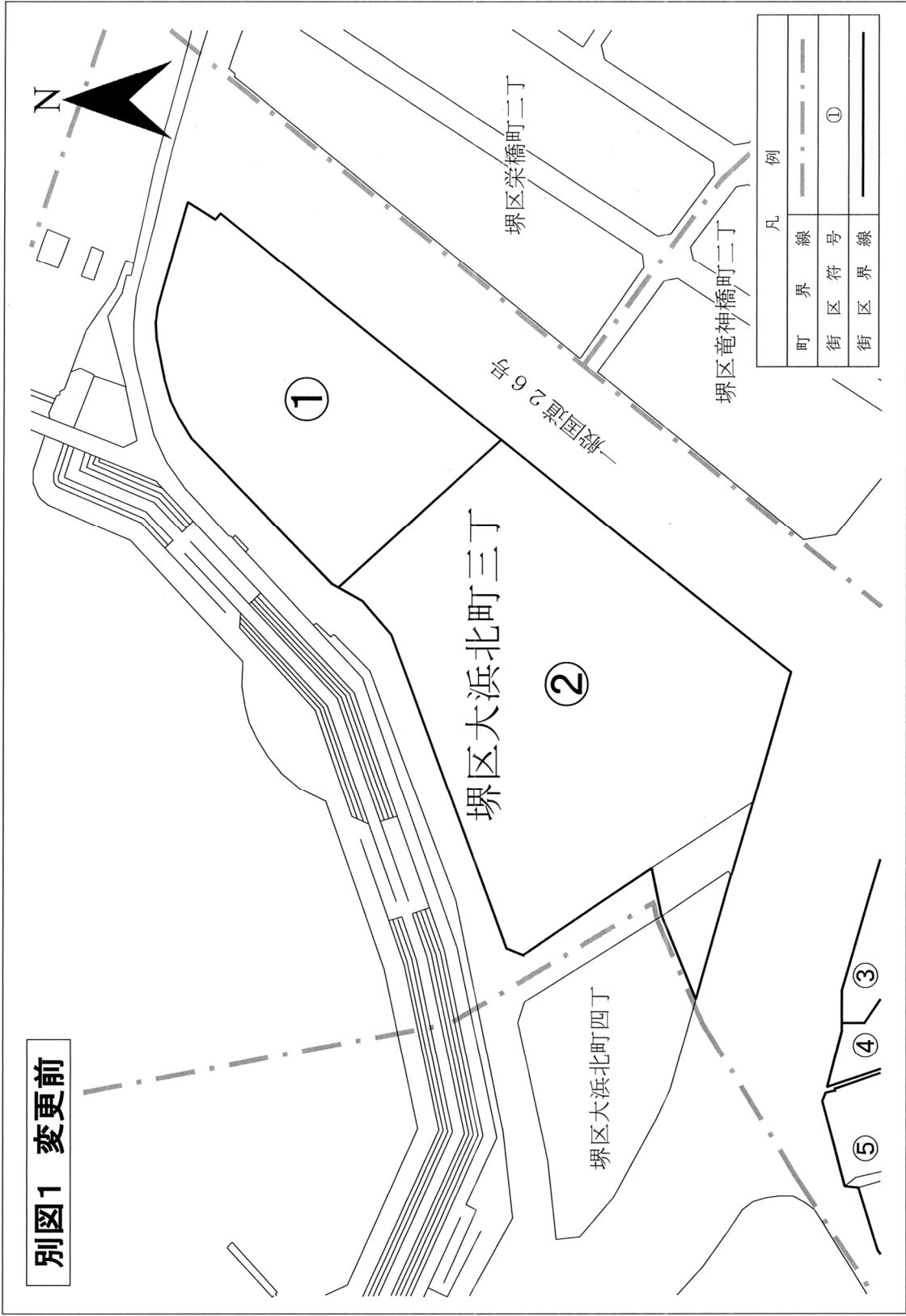
令和6年8月9日

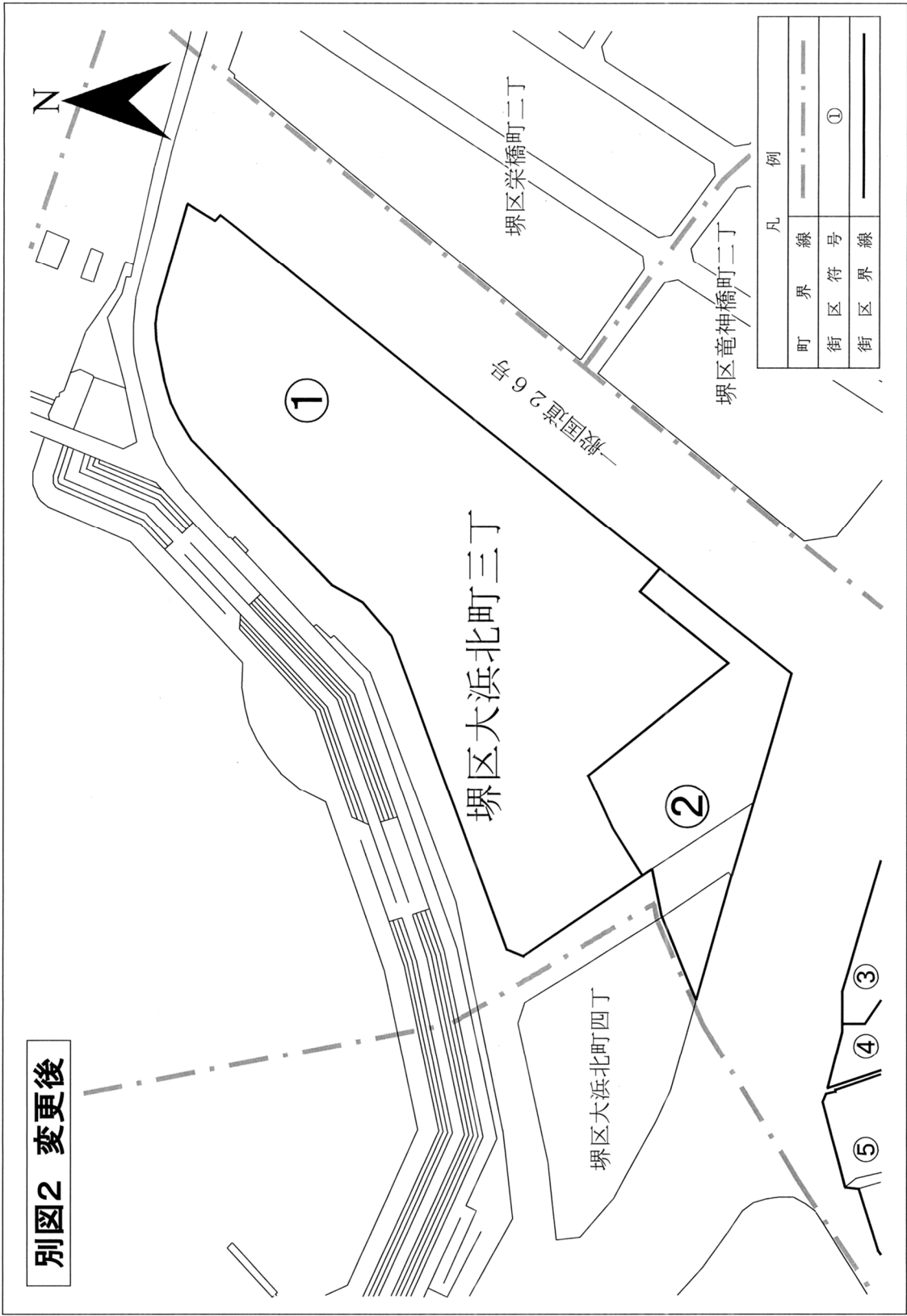
堺市長 永 藤 英 機

- 1 区名及び町名
堺区大浜北町三丁
- 2 実施期日
令和6年8月9日
- 3 変更内容
住居表示街区変更調書のとおり

住居表示街区変更調書

区名及び町名	街区符号	内容	備考
堺区大浜北町三丁	1	街区の区域の変更	別図1 変更前及び 別図2 変更後参照
堺区大浜北町三丁	2	街区の区域の変更	





堺市告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
まつうら整形・肩肘スポーツクリニック	堺市西区鳳東町6-637-1-2F	令和6年7月1日
まなべこども・アレルギークリニック	堺市東区北野田1084 ベルヒル北野田2階204-6	令和6年7月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
サン薬局 北花田店	堺市北区東浅香山町4-6 圭祐館1階	令和6年7月1日
アピス薬局 堺店	堺市中区小阪359-7	令和6年6月1日
こあら薬局	堺市堺区田出井町1-1-113 ベルマージュ堺1階	令和6年7月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション涼	堺市西区北条町2-5-28	令和6年7月1日

~~~~~

## 堺市告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 診療所

| 名称   | 所在地            | 廃止年月日     |
|------|----------------|-----------|
| 沈沢医院 | 堺市堺区大浜北町2-1-30 | 令和6年3月31日 |

## 2 歯科

| 名称     | 所在地           | 廃止年月日     |
|--------|---------------|-----------|
| 岡本歯科医院 | 堺市中区深井清水町3282 | 令和4年7月31日 |

## 3 薬局

| 名称          | 所在地             | 廃止年月日      |
|-------------|-----------------|------------|
| みどり薬局 なかもず店 | 堺市北区長曾根町3079-18 | 令和4年6月30日  |
| すずらん薬局 堺店   | 堺市堺区南安井町1-2-7   | 令和6年6月17日  |
| アピス薬局 堺店    | 堺市中区小阪359-7     | 令和6年5月31日  |
| キリン薬局       | 堺市北区中長尾町1-7-21  | 令和6年5月31日  |
| 池田薬局        | 堺市南区鴨谷台3-6-4    | 令和3年11月20日 |

## 4 訪問看護

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|----|-----|-------|
|----|-----|-------|

|                        |                                |           |
|------------------------|--------------------------------|-----------|
| 訪問看護ステーションB<br>f i n e | 堺市北区新金岡町5-3-223 ちこ<br>うビル2-A号室 | 令和4年6月30日 |
| イーライフ堺高倉台              | 堺市南区高倉台2-39-7-1                | 令和5年3月31日 |
| 訪問看護ステーション音            | 堺市西区浜寺石津町中4-3-19               | 令和6年5月31日 |

## 堺市告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退について届出があったので、生活保護法第55条の3第3号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 歯科

| 名称   | 所在地           | 辞退年月日     |
|------|---------------|-----------|
| たの歯科 | 堺市中区深阪2-10-51 | 令和6年7月19日 |

## 堺市告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 薬局

| 変更前の名称 | 変更後の名称     | 所在地                   | 変更年月日    |
|--------|------------|-----------------------|----------|
| キタバ薬局  | キタバ薬局 北野田店 | 堺市東区北野田1084 ベルヒル北野田2階 | 令和6年6月1日 |

## 堺市告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類       | 事業所名称     | 所在地            | 廃止年月日     |
|-------------|-----------|----------------|-----------|
| 居宅療養管理指導    | 医療法人 沈沢医院 | 堺市堺区大浜北町2-1-30 | 令和6年3月31日 |
| 訪問リハビリテーション | 医療法人 沈沢医院 | 堺市堺区大浜北町2-1-30 | 令和6年3月31日 |
| 訪問看護        | 医療法人 沈沢医院 | 堺市堺区大浜北町2-1-30 | 令和6年3月31日 |

|              |                   |                        |           |
|--------------|-------------------|------------------------|-----------|
| 介護予防居宅療養管理指導 | キリン薬局             | 堺市北区中長尾町1-7-21         | 令和6年5月31日 |
| 居宅療養管理指導     | キリン薬局             | 堺市北区中長尾町1-7-21         | 令和6年5月31日 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | アピス薬局 堺店          | 堺市中区小阪359-7            | 令和6年5月31日 |
| 居宅療養管理指導     | アピス薬局 堺店          | 堺市中区小阪359-7            | 令和6年5月31日 |
| 訪問介護         | ベルファミリアヘルパーステーション | 堺市中区東山841-1            | 令和6年6月30日 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | ケアショップ堺           | 堺市中区新家町462-11          | 令和6年5月31日 |
| 特定福祉用具販売     | ケアショップ堺           | 堺市中区新家町462-11          | 令和6年5月31日 |
| 介護予防福祉用具貸与   | ケアショップ堺           | 堺市中区新家町462-11          | 令和6年5月31日 |
| 福祉用具貸与       | ケアショップ堺           | 堺市中区新家町462-11          | 令和6年5月31日 |
| 訪問介護         | 介護24さかい           | 堺市堺区新町1-20<br>リノ堺東202号 | 令和6年6月30日 |

堺市告示第321号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の辞退について届出があったので、生活保護法第55条の3第3号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類        | 事業所名称 | 所在地               | 辞退年月日     |
|--------------|-------|-------------------|-----------|
| 介護予防居宅療養管理指導 | たの歯科  | 堺市中区深阪2-10-5<br>1 | 令和6年7月19日 |
| 居宅療養管理指導     | たの歯科  | 堺市中区深阪2-10-5<br>1 | 令和6年7月19日 |

## 堺市告示第322号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類        | 変更前の名称 | 変更後の名称     | 所在地                   | 変更年月日    |
|--------------|--------|------------|-----------------------|----------|
| 介護予防居宅療養管理指導 | キタバ薬局  | キタバ薬局 北野田店 | 堺市東区北野田1084 ベルヒル北野田2階 | 令和6年6月1日 |
| 居宅療養管理指導     | キタバ薬局  | キタバ薬局 北野田店 | 堺市東区北野田1084 ベルヒル北野田2階 | 令和6年6月1日 |

## 堺市告示第323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類      | 名称                        | 変更前の所在地                        | 変更後の所在地                     | 変更年月日    |
|------------|---------------------------|--------------------------------|-----------------------------|----------|
| 訪問介護       | りらいず堺                     | 堺市堺区一条通7-1-202                 | 堺市堺区永代町6-2-13 メガロ永代201号室    | 令和6年5月1日 |
| 居宅介護支援     | コットンケアプランセンター             | 堺市東区日置荘西町7-31-8 サンハイムMORI 101号 | 堺市東区大美野158-3 大美野レジデンス501号   | 令和6年4月2日 |
| 訪問介護       | 訪問介護ステーションA i d           | 堺市西区浜寺元町1-50-2 イオボヌール堺鳳A棟102号  | 堺市西区浜寺元町1-20 ローレル浜寺1B       | 令和6年6月1日 |
| 居宅介護支援     | ケアプランセンターH I B I K I      | 堺市南区土佐屋台1337 サンライズ泉ヶ丘502号      | 堺市南区土佐屋台1559 マーベラス泉ヶ丘2 201号 | 令和6年4月1日 |
| 居宅介護支援     | ケアプランゴール                  | 堺市北区東雲東町1-6-2 市駅ハイツ102号        | 堺市北区中長尾町2-4-17 3F           | 令和6年4月2日 |
| 介護予防訪問サービス | 訪問介護事業所 c o c o - l i n e | 堺市西区上野芝町5-11-13                | 堺市北区百舌鳥陵南町3-375             | 令和6年6月2日 |
| 訪問介護       | 訪問介護事業所 c o c o - l i n e | 堺市西区上野芝町5-11-13                | 堺市北区百舌鳥陵南町3-375             | 令和6年6月2日 |

## 堺市告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名      | 所在地            | 指定年月日     |
|-------|-----------|----------------|-----------|
| 小松原 梓 | ビーナス訪問鍼灸院 | 堺市北区中長尾町3-4-23 | 令和6年6月17日 |
| 中田 大輔 | ビーナス訪問鍼灸院 | 堺市北区中長尾町3-4-23 | 令和6年6月17日 |
| 西田 英樹 | ビーナス訪問鍼灸院 | 堺市北区中長尾町3-4-23 | 令和6年6月17日 |

## 堺市告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道 路 の 種 類 市道
- 2 路 線 名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供 用 開 始 の 区 間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

| 路線名        | から<br>区間<br>まで     | 旧<br>新 | 敷地の           |        | 備考    |
|------------|--------------------|--------|---------------|--------|-------|
|            |                    |        | 幅員m           | 延長m    |       |
| 鉄砲七道西101号線 | 堺区鉄砲町1番30地先        | 旧      | 6.50<br>12.59 | 302.81 | テ0087 |
|            | 堺区鉄砲町1番25地先        | 新      | 6.15<br>17.05 | 302.81 |       |
| 松屋大和川101号線 | 堺区築港八幡町102番2地先     | 旧      | 6.87<br>7.90  | 756.64 | マ0159 |
|            | 堺区松屋大和川通1丁13番122地先 | 新      | 8.65<br>20.25 | 756.64 |       |

## 堺市告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

| 路 線 名      | か ら<br>区 間<br>ま で  | 旧<br>新 | 敷 地 の |       | 備 考   |
|------------|--------------------|--------|-------|-------|-------|
|            |                    |        | 幅員m   | 延長m   |       |
| 上野芝向ヶ丘23号線 | 西区上野芝向ヶ丘町3丁665番4地先 | 旧      | 3.95  | 12.27 | ウ0077 |
|            |                    |        | 4.05  |       |       |
|            | 西区上野芝向ヶ丘町3丁665番4地先 | 新      | 4.35  | 12.27 |       |
|            |                    |        | 4.35  |       |       |

~~~~~

堺市告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道 路 区 域 変 更 調 書

路 線 名	区 間 か ら ま で	旧 新	敷 地 の		備考
			幅員m	延長m	
津久野10号線	西区津久野町3丁2069番2地先	旧	1.40	32.40	ツ0014
			2.40		
	西区津久野町3丁2069番1地先	新	4.00	32.40	
			4.00		

公 告

堺市公告第494号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール堺鉄砲町
堺市堺区鉄砲町1番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イオンモール株式会社
代表取締役 大野 恵司
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 イオンモール株式会社
代表者 代表取締役 岩村 康次
所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後) 名 称 イオンモール株式会社

代表者 代表取締役 大野 恵司

所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

(1) 令和6年5月23日

(2) 令和6年7月24日

5 届出年月日

令和6年7月24日

~~~~~

堺市公告第495号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 認定年月日及び認定番号 令和6年8月5日 第E-10号

2 対象区域 堺市南区榎塚台1丁目10-1

3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第496号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したの

で、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市中区田園460番1、460番2の一部及び460番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府和泉市池田下町1918番地の7
株式会社福商
代表取締役 岡本 福男

~~~~~

堺市公告第497号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市堺区南三国ヶ丘町六丁267番1、268番2の一部及び269番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市堺区北向陽町1丁1番9号  
萬代 嘉男  
大阪府堺市堺区北向陽町1丁1番9号  
萬代 輝子